

グッドタイムサポート・宮島 運営規程 (訪問介護)

第1条 (事業の目的)

「社会福祉法人創生会」が開設する「グッドタイムサポート・宮島」(以下、「事業所」という。)が行う訪問介護の事業(以下、「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。

第2条 (訪問介護の運営方針)

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿ったうえで入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の介護保険居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前4項の他、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(広島県条例第六十八号)、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(広島県規則第二十三号)、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(広島県条例第六十九号)、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(広島県規則第二十四号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グッドタイムサポート・宮島
- (2) 所在地 広島県廿日市市阿品四丁目 51 番 26 号

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤専従、併設事業所の管理者を兼任)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名(常勤兼務(訪問介護員を兼務)、うち介護福祉士1名)

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用申込みに係る調整、訪問介護計画の作成、サービス担当者会議への出席、訪問介護員等に対する技術指導等を行うとともに、自らもサービスの提供に当たる。

(3) 訪問介護員 14名

(常勤兼務1名(サービス提供責任者兼務)常勤専従1名、うち介護福祉士2名)

(非常勤専従12名、うち介護福祉士5名、介護職員初任者研修修了者等7名)

訪問介護員は、訪問介護の提供を行う。

2 サービス提供責任者及び訪問介護員については、廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業において、サービス提供責任者は訪問事業責任者を兼務、訪問介護員は生活支援員を兼任するものとする。

第5条(事業所の営業日及び営業時間)

事業所の営業日、営業時間及び連絡体制は、以下のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条(訪問介護の内容)

訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

第7条(利用料その他の費用の額)

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートルあたり20円の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して、事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

第8条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、廿日市市、広島市佐伯区、大竹市とする。ただし、廿日市市については旧佐伯町・旧吉和村・宮島町を除くものとする。広島市佐伯区については、湯来町を除くものとする。

第9条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者へ報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市区町村、利用者の家族等、利用者を担当する居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第11条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るため、次のような研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 随時
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持することとする。
 - 3 従業者に、職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後

においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に文書で交わすこととする。

- 4 当規程に定めるほか、運営に必要な重要事項については、「社会福祉法人創生会」と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
この規程は、令和5年1月1日から施行する。 この規程は、令和6年4月1日から施行する。